

奈良県広域水道企業団企業長の職務代理に関する規則をここに公布する。

令和6年11月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第7号

奈良県広域水道企業団企業長の職務代理に関する規則

(企業長の職務を代理する副企業長の順序)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定及び奈良県広域水道企業団規約（令和6年11月1日総行市第130号）第10条第2項の規定により企業長の職務を代理する副企業長の順序は、次のとおりとする。

第1順位 橿原市長の職にある者

第2順位 生駒市長の職にある者

第3順位 大和郡山市長の職にある者

第4順位 大和高田市長の職にある者

第5順位 平群町長の職にある者

第6順位 川西町長の職にある者

(企業長の職務を代理する上席の職員)

第2条 地方自治法第152条第3項の規定により企業長の職務を代理する上席の職員は、事務局長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。